

八潮市生活困窮者学習支援業務委託選考審査実施要領

1. 目的

この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき実施される任意事業である。生活保護世帯及び生活困窮者世帯の支援対象者に、充実した日常生活や学校生活が送れるよう学習教室の開催、家庭訪問、保護者への進路助言等を行っているところである。今後、より効果的な支援が提供できるようプロポーザル方式により事業者を選定するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

八潮市生活困窮者学習支援業務委託

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「八潮市生活困窮者学習支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 本業務の実施に係る予算額（3か年間の予算の限度額）

34,038,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加申込

(1) 提出書類

① 会社概要 1部

② 参加申込書 1部（様式1）

③ 事業実績 1部

・過去2年間における自治体との契約状況

④ 提案書 8部（正本1部、副本7部）

・A4判で20ページ以内

・評価項目（下記5（7）の評価項目を参照）については必ず記載し、かつ評価項目の順番に作成すること。

・プレゼンテーションの説明を考慮して作成すること。

・内容はできるだけ明瞭にし、ページを付番すること。

⑤ 見積書及び見積明細書 1部

(2) 提出方法

提出書類に必要事項を記入の上、八潮市健康福祉部社会福祉課保護係へ直接持参又は郵送により提出すること。

(3) 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月26日（月）午後5時まで

なお、郵送による提出は、受付期間最終日必着（消印無効）とする。

※上記（1）提出書類の④及び⑤については、令和8年2月6日（金）午後5時までとする。

4. 選定方法及び評価基準

- (1) 委託候補者の選定は、本市が定める評価基準、配点等により行う。
- (2) 提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく総合評価により委託候補者を選定する。
- (3) 評価項目ごとに八潮市生活困窮者学習支援業務委託選定委員が採点を行い、全選定委員の合計点が最も高い提案者を委託候補者とする。
- (4) 合計点が最も高い提案者が複数となった場合は、選定委員の協議により委託候補者を決定する。（満点の評価項目が多い事業者）
- (5) 提案者が1者である場合は、最低基準点（満点の6割）を満たしていれば候補者とする。
- (6) 選考結果については、令和8年2月27日（金）までに通知する。
- (7) 評価項目、配点は以下のとおり。

評価項目	評価事項
運営方針	当事業実施に対する基本的な考え方、運営方針等について
運営体制	当事業実施における人員配置や資格の有無、市への報告方法等について
学習教室内の支援方法	支援対象者に対する効果的な支援方法等について
学習教室外の支援方法	支援対象者とその保護者、引きこもりや不登校の子どもに対する支援方法について
学習意欲、就労意欲の喚起に関すること	学習意欲、就労意欲の喚起に関する取り組みについて
効果測定について	効果測定の方法やその取り組みについて
個人情報保護	業務の実施にあたって、個人情報保護に対する考え方や対策等について
その他提案事項	見積り金額の範囲内で提案者が実施できる他者よりも優れている点や本市にもたらされるメリット等について
見積書	見積り金額の妥当性等について

5. プレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼンテーション等」という。）の実施方法

- (1) 実施日 令和8年2月12日（木）
- (2) 実施場所 八潮市役所内
- (3) プレゼンテーション等実施の予定時刻は、後日文書にて通知する。
- (4) 各提案者の出席人数は3名以内とし提案者が提案書の内容について解説した後、選定委員から提案内容に対して質疑を行い、提案者が回答を行う。
- (5) 持ち時間は、1提案者につき開始準備を5分以内、プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とする。また、プレゼンテーション等は非公開で行う。
- (6) プレゼンテーション等は提案書に基づく内容、その他説明したい内容等について行うものとする。プレゼンテーション等を行うにあたり必要なパソコン、プロジェクター等の電子機器等は提案者が当日用意すること。（プロジェクタ一投影用のスクリーンは本市において用意する。）

6. 質疑

質疑は令和8年1月19日（月）午後5時までに社会福祉課宛の電子メールにて行うものとする。なお、必ずメール件名を「八潮市生活困窮者学習支援業務委託に関する質疑」とすること。その後、回答及び質疑内容（質問者の名前は公表しない。）を全提案者に電子メールで通知するものとする。なお、同様の質疑については、まとめて回答する。また、原則として評価に関する質疑には回答しない。

その他、質疑の内容について、メール本文に記載できないときは、適宜添付ファイルを使用して送信すること。（様式の指定はなし。）ただし、その場合の添付ファイルはワード又はエクセルで作成すること。

※社会福祉課メールアドレス：shakaifukushi@city.yashio.lg.jp

7. 参加資格等

(1) 参加資格

参加資格については、次の条件をすべて満たすこととする。

- ① 仕様書の内容を理解した上で、公募型プロポーザルに参加できる法人とする。
- ② 1. 業務等の概要に掲げる業務を実施することのできる者。
- ③ 参加申込書書類提出日において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止処分及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にはない者

(2) 欠格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、参加できないものとする。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしている者
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑤ 経営及び財政状況の健全性が確保されていると判断できない者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とする者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が経営に係る法人
- ⑧ 八潮市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者

8. 契約の締結

委託候補者となった提案者と契約の締結を進め、契約の締結時期は令和8年2月下旬を予定している。なお、委託候補者がやむを得ない事由で契約を締結できない場合及び7に定める参加資格を喪失した場合は、提案を無効とし、契約を締結しない。この場合において、発注者が適切と認める場合は、次順位者を委託候補者とする。

9. 契約関連情報の取り扱い

本発注案件について、契約締結後に提案参加業者から情報提供の希望があった場合は、以下の項目について情報提供を行う。

なお、情報提供は、原則として電子メールで行う。

- (1) 提案参加業者数
- (2) 契約先業者名
- (3) 契約金額
- (4) 情報提供希望のあった業者の全体順位

10. その他の事項

- (1) 災害や交通機関の事故等のやむを得ない事由を除き、プレゼンテーション等の指定時刻に遅れた場合及びプレゼンテーション等を欠席した場合は、辞退したものとする。
- (2) 提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等の実施に要する費用は、提案者が負担するものとする。

- (3) 提出された提案書は返却しないものとする。
- (4) 市は提出された書類について、事業者選定以外に無断で使用しない。
- (5) 市が提供する資料は、参加申込みに係る目的以外で使用してはならない。
- (6) 提案内容に虚偽の記載をした場合及び9に定めるやむを得ない事由によらず契約を締結しない場合は、提案を無効とし、契約を締結しない。また、指名停止措置を行うことがある。なお、この場合において、発注者が適切と認める場合は、次順位者を委託候補者とする。
- (7) 1提案者は1つの提案しかすることができない。